

## 健全化判断比率報告書

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、令和5年度決算に基づく健全化判断比率を次のとおり報告します。

### 記

(単位：%)

項 目	比 率	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	11.25	20
連結実質赤字比率	—	16.25	30
実質公債費比率	5.2	25	35
将来負担比率	20.6	350	

### 備 考

- 1 実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、計算結果がマイナス(黒字)となりましたので、「—」と表示しました。

## 資金不足比率報告書

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 22 条第 1 項の規定により、各公営企業の令和 5 年度決算に基づく資金不足比率を次のとおり報告します。

### 記

公営企業会計名	資金不足比率 (%)	事業の規模 (千円)
水道事業会計	—	6,036,263
下水道事業会計	—	7,505,664
戸隠観光施設事業会計	—	26,087
産業団地事業会計	—	30,583
鬼無里大岡観光施設事業特別会計	—	1

  

経営健全化基準 (%)	20
-------------	----

### 備考

- 1 資金不足比率については、計算結果がマイナス（資金剰余）となりましたので、「—」と表示しました。
- 2 事業の規模については、地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令第 17 条の規定による営業収益から受託工事収益を控除した額又は相当額を記載しました。